

有害性の判断基準

(別表3)

1 一般廃棄物及び産業廃棄物

次に掲げる有害物質について、溶出試験結果が判定基準以下であること。

有害物質	判定基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	検液1Lにつき水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	〃 カドミウム0.09mg以下
鉛又はその化合物	〃 鉛0.3mg以下
有機りん化合物	〃 有機りん1mg以下
六価クロム化合物	〃 六価クロム0.5mg以下
ヒ素又はその化合物	〃 ヒ素0.3mg以下
シアン化合物	〃 シアン1mg以下
P C B	〃 PCB0.003mg以下
トリクロロエチレン	〃 トリクロロエチレン0.1mg以下
テトラクロロエチレン	〃 テトラクロロエチレン0.1mg以下
ジクロロメタン	〃 ジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	〃 四塩化炭素0.02mg以下
1,2ジクロロエタン	〃 1,2ジクロロエタン0.04mg以下
1,1ジクロロエチレン	〃 1,1ジクロロエチレン0.2mg以下
シス1,2ジクロロエチレン	〃 シス1,2ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1トリクロロエタン	〃 1,1,1トリクロロエタン3.0mg以下
1,1,2トリクロロエタン	〃 1,1,2トリクロロエタン0.06mg以下
1,3ジクロロプロペン	〃 1,3ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	〃 チウラム0.06mg以下
シマジン	〃 シマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	〃 チオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	〃 ベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	〃 セレン0.3mg以下
1,4ジオキサン	〃 1,4ジオキサン0.5mg以下

※ 検定方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）による。

水	銀	試料1kgにつき水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)1.5mg以下
---	---	-------------------------------------

※ 検定方法は、底質調査方法（平成24年8月環境省水・大気環境局）による。

ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下
---------	-------------

※ 検定方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示192号）による。

2 陸上建設残土及び港湾浚渫土砂

次に掲げる有害物質について、溶出試験等の結果が判定基準以下であること。

有害物質	判定基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	検液1Lにつき水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	〃 カドミウム0.09mg以下
鉛又はその化合物	〃 鉛0.3mg以下
有機りん化合物	〃 有機りん1mg以下
六価クロム化合物	〃 六価クロム0.5mg以下
ヒ素又はその化合物	〃 ヒ素0.3mg以下
シアン化合物	〃 シアン1mg以下
P C B	〃 PCB0.003mg以下
トリクロロエチレン	〃 トリクロロエチレン0.1mg以下
テトラクロロエチレン	〃 テトラクロロエチレン0.1mg以下
ジクロロメタン	〃 ジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	〃 四塩化炭素0.02mg以下
1,2ジクロロエタン	〃 1,2ジクロロエタン0.04mg以下
1,1ジクロロエチレン	〃 1,1ジクロロエチレン0.2mg以下
シス1,2ジクロロエチレン	〃 シス1,2ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1トリクロロエタン	〃 1,1,1トリクロロエタン3.0mg以下
1,1,2トリクロロエタン	〃 1,1,2トリクロロエタン0.06mg以下
1,3ジクロロプロペン	〃 1,3ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	〃 チウラム0.06mg以下
シマジン	〃 シマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	〃 チオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	〃 ベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	〃 セレン0.3mg以下
1,4ジオキサン	〃 1,4ジオキサン0.5mg以下
銅又はその化合物	〃 銅3mg以下
亜鉛又はその化合物	〃 亜鉛2mg以下
ふつ化物	〃 ふつ化物1.5mg以下
ベリリウム又はその化合物	〃 ベリリウム2.5mg以下
クロム又はその化合物	〃 クロム2mg以下
ニッケル又はその化合物	〃 ニッケル1.2mg以下
バナジウム又はその化合物	〃 バナジウム1.5mg以下
有機塩素化合物	試料1kgにつき塩素40mg以下

※ 検定方法は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第14号）による。